

## 入退会等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第37条の規定に基づき、公益財団法人日本アジア医療看護育成会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

第2条 定款第37条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 団体会員 この法人の事業に賛同して入会した団体
- (2) 個人会員 この法人の事業に賛同して入会した個人

### (入会手続)

第3条 会員になろうとする個人又は団体は、この法人所定の入会申込書に添付書類を付して提出しなければならない。

- 2 入会の可否は、理事長が決定する。
- 3 事後に入会申込書への虚偽記載等が明らかとなった場合には、理事会において入会を取り消すものとする。

### (理事会への報告)

第4条 理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

### (入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

- (1) 入会金は、0円とする。
- (2) 年会費は、会員の種別に応じて、次の区分による。
  - ① 団体会員 1口 10万円
  - ② 個人会員 1口 3万円
- 2 会員は、希望する口数の年会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割とすること又は減免することができる。ただし、減免は月割3箇月相当額を超えることができない。

### (会員等の使途)

第6条 前条の入会金及び会費は、毎事業年度における合計額から当該事業年度の管理費相当額を除いたものを、当該事業年度の公益目的事業に使用するものとする。

(除名)

第7条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- (4) 正当な理由がなく会費を1年以上納入しないとき。
- (5) この法人と会員の間で、手紙、電話、Eメール等の一切の連絡が取れなくなり、1年を経過したとき。

2 会員を除名にするときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、会員が納入した入会金及び会費については、これを返還しない。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般財団法人日本アジア医療看護育成会が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

附則

この規程の変更は、平成30年3月26日から施行する。